

議員派遣結果報告書

1	名 称	令和8年度中部町議会議員研修会
2	場 所	湯梨浜町「水明荘」
3	期 間	令和8年10月14日（水） 1日間
4	内容・成果	<p>鳥取県内における有害鳥獣被害の現状と対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年がピークで、その後は徐々に減少 ・シカの捕獲数は八頭郡を除き増加傾向 ・R7のイノシシの捕獲数は急に減少。これは里に下りてくるイノシシが減ったからと思われる ・シカの糞塊密度（R4）は東部で高く、中西部も増加傾向 ・イノシシの痕跡密度（R4）は高密度が分散 ・イノシシの子は生後半年までに半数は死んでしまうので、子を捕獲しても個体数の減少には影響は出ない。 ・イノシシ、シカは2m程度の高さまで口が届く ・ツキノワグマは手で引き寄せた枝葉（果実）や、果実を取り出した袋を、尻の下に敷き、クマ柵ができる ・クマの糞は食べた物により違う ・クマの爪痕はシカの角とぎ痕と間違えやすい ・ニホンザルは島根から米子に渡っている ・主な中型加害獣は、アナグマ、テン、キツネ、ヌートリア、アライグマ、ハクビシンである ・被害が増えた原因は里山の放置である ・野生鳥獣の隠れ場・通り道は藪や竹林 ・餌資源は農作残渣や生ゴミ ・鳥獣害対策の基本は、集落・人・農村環境を変えること ・ 〃 の3つの基本は <ul style="list-style-type: none"> ①農地に入らせない「侵入を防ぐ対策」…加害動物により対策は異なる。設置方法の間違いや管理不足により柵の効果は減少する。 ②集落・農地に引き寄せない「集落環境を改善する対策」…果実などを放置しない、隠れ場所をなくす ③緊張関係を保つ「捕獲・追い払い対策」 ・野生動物は栄養状態が悪いと生存率（特に子）が低下 ・侵入防止柵 <p>種類</p> <p>物理柵…高さや強度で侵入防止（ワイヤーメッシュ柵、金網柵、ネット柵等）</p>

		<p>心理柵…痛みによる忌避効果で侵入防止（電気柵）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣別侵入防止対策 <ul style="list-style-type: none"> イノシシ…電気柵、ワイヤーメッシュ柵 シカ…電気柵、ワイヤーメッシュ柵 クマ…電気柵 カラス…防鳥ネット、テグス ・電気柵の注意事項 <ul style="list-style-type: none"> 電源から直接電気を流さない 市販の電牧器を使用する 電牧器を自作しない 24時間通電させる 電線に草が触れると漏電する アスファルトは電気を通しにくい ・柵は動物目線で設置場所を考える ・捕獲の意義 <ul style="list-style-type: none"> 動物との緊張関係を保つ 個体数管理 ・誤った対策を行ってしまう原因 <ul style="list-style-type: none"> 正確な情報がない 「このくらいなら…」という油断 人の都合（農作業等）を優先 ・カラスの捕獲・追い払い対策実施の留意点 <ul style="list-style-type: none"> 減らす有効な方法は「捕獲」ではなく「餌を断つ」と 音だけでは慣れてしまう。仲間が殺されることで刺激になる（緊張関係を保つ） ・捕獲は原則、禁止（鳥獣法第8条） <ul style="list-style-type: none"> 市町村長等の許可（有害鳥獣捕獲） 狩猟鳥獣の捕獲（狩猟期に狩猟者登録を行う） 農林業に伴うモグラ、ネズミの駆除（第13条） 鳥獣保護法の対象外…ドブネズミ等
--	--	--